

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域資源を活用したツーリズムの振興と地域特産物の新たな活用による地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

垂水市

3 地域再生計画の区域

垂水市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域再生計画の意義及び目標

垂水市は、鹿児島湾と高隈山系に挟まれており、山地や中山間地が多く平地が少ない地形的な問題や、活火山の桜島に隣接していることから噴火による降灰による影響の心配、高速交通体系や空港から遠く県都鹿児島市とはフェリーでしか連絡できないといった交通条件の問題等から、大規模な企業誘致は困難な条件にある一方で、市内の各地から桜島が見える景観や高隈山系や高峠の存在や日本有数の産地を形成している水産養殖業や温泉水等の食資源、伝統ある温泉地や森林生物遺伝資源保存林等の特徴ある自然資源、各地にある固有の伝承による多くの民話や伝説、垂水市島津家として250年間大隅半島を統治してきた歴史等、産業づくりの基盤となる地域資源が豊富にある。そこで、本市ではこうした地域資源を活用し、食関連産業の高度化・多角化や自然体験型観光の推進による、「多業種・小規模」の地域密着型産業の育成に取り組んでいきたいと考えている。

本市ではこうした産業育成のビジョンを実現するために、平成19年度～21年度に新パッケージ事業を実施し、創業や新規事業分野進出の促進による地域に密着した多彩なコミュニティビジネスの育成を行い、雇用機会の創出を図るとともに、求職者等の就業を促進してきた。また、平成20年度からは、地域雇用創造実現事業に取り組み、地域の農水産物を活かした新商品の開発や自然環境等を活かした旅行商品の開発を行っている。さらに、ハードの整備としてブリ・カンパチ、ビワ等の農水産物や、日本一の産地である温泉水など、多様な食資源や、多様性に富む自然環境、歴史等の地域資源を有効に利活用し地域の活性化を図るために、交流拠点施設としての道の駅建設や体験型宿泊施設としての猿ヶ城溪谷森の駅たるみずの建設を行うなど積極的な事業展開を行っている。

今回の取り組みは、こうした事業の取り組みにより地域に芽生えた「事業化の気運」を更に高め、これまでの事業で得た経験や人とのつながりを活かしながら、現在取り組んでいる新たな商品開発との連動や、中学校の統合による廃校舎などの新たな地域資源の活用

も視野に入れ、一部取り組みが始まっている「体験型教育旅行」の受入れや新たな農水産物の加工、販売促進による地域活性化、その他ニーズが高い地域資源を活用した在宅介護等新たな形態の介護事業の展開、製造業の展開等により、本市の持つ潜在的な資源としての産業を活かした雇用の創出を図っていきたいと考えている。

4-2 地域再生計画の数値目標

88 人の新規雇用を創出することを本計画の数値目標とする。

なお、各事業における数値目標は下記の通りである。

① 体験ツーリズム人材育成事業	38 人
② 主要産業における人材育成事業	36 人
③ 創業・法人育成事業	4 人
④ U・I ターン情報提供事業	10 人

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(1) 新規創業・新規分野進出の促進による事業所数拡大

本市では、この 10 年間で 20%以上の事業所数が減少している。また、企業誘致も、中山間地が多く平地が少ない地形で、高速交通体系から遠い立地にあることなどから、食品・飲料関連の企業を除くと企業進出が進んでいない。一方で、本市の事業所数は減少の一途をたどり、それに伴って就業者数も大きく減少しているため、雇用創出に向けて最も必要なことは市内事業所数の拡大であると考え。特に、本市の現状からは、外部資本による産業振興へは大きな期待が持てず、地域資源を活用した内発型の産業振興方策が強く求められている。

一方、道の駅での成功例に見られるように、食品加工、飲食業等の分野での起業意欲が高く、農産加工や福祉の分野においては、グループでの活動は行っているものの、事業化までには至っていない取り組みも多い。こうした起業意欲のある市民やグループに対し、起業のノウハウ・情報等を提供するとともに、実際の起業までをきめ細かく支援することにより、新規創業を促進していく。

また、本市においては、既存事業者が経営多角化の一貫として、温泉水製造、焼酎製造、高齢者福祉、農業などの分野へ参入する事例が多く見られ、特に観光産業に関しては、様々な就業機会の可能性を持ち合わせていることから、本市における事業所拡大および雇用創出に向けて、こうした総合的な産業の育成による既存事業者の多角化の推進を行っていく。

(2) 「食」関連分野の加工・流通に係る専門的・中核的人材の育成

農業、水産業および食品・飲料の「食」関連産業は本市の基幹産業であり、今後も本市の中核産業として期待され、新たな雇用創出も見込まれる。他方、本市の「食」関連産業は、これまで加工面では一次加工にとどまっており高度加工が行われてこなかった。また、流通面では既存の流通体系に依存し、ブランド形成への取り組みが遅れていた。こうした事態を打破すべく本市は、付加価値の形成を図るために、これまで余り利用されなかった農産物や水産物の端材を使った、新たな商品の開発を行い、「食」関連分野の振興を行ってきた。今後はこれまでの取り組みに加え、市内事業者等の加工技術向上ならびに加工体制強化を図るために、新たな二次加工品を含めた多様な加工品の開発・生産技術の確立や、ブランド化への取り組みを推進する必要がある。また、商品の販売といった観点からは、現行の流通体系の中での販売には限界があると思われることから、直売を含めた多様な販路形成を図っていくことが必要とされ、そうしたことを強力に推進できる人材の育成を行っていく。

(3) 自然体験型観光・交流を推進する事業者および専門的人材の育成

本市では、自然資源を中心とする体験型・滞在型の観光振興や都市部と農山漁村の交流促進による産業振興、地域振興を進めている。

体験型観光についてはハード面の整備がほぼ完了しているのに対し、ソフト面については、滞在型の観光振興を目指し体験メニューの開発を行っている。しかし、宿泊を伴わないものでは採算性は難しい。ソフト面を推進するために垂水市ツーリズム推進協議会を設立したが、事業メニューの開発や受入組織の構築、指導する人材の育成など、様々な課題が残されている。中でも、体験型の教育旅行の受入のためには、ある程度の規模による受け入れ体制を整える必要があり、事業推進の母体となる組織づくりが不可欠である。こうした事業の中心となる専門性の高い人材や法人運営のノウハウを持つ中核的人材の育成が大きな課題である。

特に、近年盛んとなりつつあるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムに代表されるツーリズムを推進するために必要不可欠となりつつあるのが体験型の農家民泊、漁家民泊である。しかしながら、普通の農家、漁家にとって、新たな分野への挑戦は非常に戸惑うものであり、宿泊させる場合のノウハウの取得についてもなかなか進まない状況である。県下では、いち早くこうした状況を理解し、農家漁家民泊の推進を行っている地域もあることから、それらの地域に学びながら、滞在型体験観光に取り組む人材等を養成し、観光ビジネスの活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 「地域雇用創造推進事業【B0902】」を活用した事業

(1) 地域中小企業のマーケティング・販売戦略支援事業

本市では水産業者の観光分野への進出や高齢者福祉、地域開発などへの異業種参入事例が見られ、前回のパッケージ事業の「新規事業分野進出支援事業」を通じて、その素地が確立されつつあることから、次の段階として、販売戦略や販路開拓等の強化を目指したセミナーを実施するとともに、ネットビジネスに関するノウハウを習得するセミナーを開催し、事業の確立・拡大による雇用拡大を図る。

①販売戦略や販路開拓等に関するセミナー

- ・販売戦略・販路開拓講座
- ・事例研究講演会

②ネットビジネスに関するノウハウを習得するセミナー

- ・ネットビジネスの進め方講座の開催
- ・事例研究講演会

(2) 地域資源を活用した事業拡大支援事業

本市は、平成22年4月に市内の中学校を統合したことから、休校跡地の活用が検討されている。地域製品の加工・販売拠点としての活用や福祉・子育てなどを含めた地域の高齢者等の交流拠点などの提案はあるが、いずれにしても民間活力を活用した運営になる予定である。

そのため、地域企業に対して、休校を有効活用した事例の紹介や、実際に活用している事例などを参考として、廃校を利用したビジネスの創業ノウハウの獲得に関するセミナーを開催し、新たな事業展開として事業アイデアの創出や創業支援を図り、新たな雇用の受け皿づくりを進める。

また、本市で推進している体験型教育旅行についても、旅行商品の開発手法や現在の受入農家等に対する経営指導を行い、新たな事業の定着による雇用の確保に努める。

①休校を有効活用した事例を紹介するセミナー

- ・事例研究講演会
- ・先進地視察の実施

②体験型教育旅行の開発や、受入農家等に対して経営指導を行うセミナー

- ・体験型教育旅行の商品開発ワークショップの開催
- ・事例研究講演会

(3) 体験型教育旅行を中心としたツーリズム人材育成事業

総合産業としての観光産業における、自然体験観光の推進ならびに滞在型の観光推進を図るための中核的・専門的な人材育成を行うとともに、人材需要が高まっている農家

民泊、漁家民泊等への創業を含めた人材育成を行う。

特に体験型教育旅行の受入を図るために、教育旅行や一般の体験旅行の受入先としての民泊施設開設に必要とされる資格の取得や関連研修の実施により新たなサービス業としての技術研修を行い、民泊サービスを実践する人材を育成する。

また、体験型修学旅行の増加に伴う需要増加が期待される旅館業やその他関連産業についても、他の地域との差別化を図る上から、接客・マナー等の研修等を行い、教育旅行受入の即戦力となる人材を育成する。

① 体験ツーリズム人材育成セミナー

- ・ 体験ツーリズムのインストラクター育成講座の開催
- ・ 事業マネージャーの育成（自然体験型観光の事業化先進地での研修等）

② 体験型教育旅行受入人材の育成セミナー

- ・ 民泊事業実施の基礎研修の実施
- ・ 民泊の実施に必要な資格等の取得研修の実施
- ・ おもてなし、食事、体験メニュー等のノウハウ習得講座の開催

③ ツーリズム関連人材育成事業

- ・ ツーリズムに関する基礎講座
- ・ 接客等に関する講座

(4) 主要産業における人材育成事業

本市の主要な産業である農業及び水産業において食料品を中心とした商品開発力の向上並びに販売力向上を図るための中核的人材育成や、成長が期待される観光産業と商工業や農水産物の加工などとの連携の手法や活用方法などについて先進地研修を取り入れた人材育成事業を行うことで中核的人材・担い手の育成を行う。

① 食品産業の商品開発力強化に関する人材育成セミナー

- ・ 食品産業にかかる商品開発力育成講座の開催
- ・ 商品開発に関する運営事例研修

② 食品産業の販売力強化に関する人材育成セミナー

- ・ 食品産業にかかる販売力育成講座の開催
- ・ 農産加工品の販売拠点施設の先進地事例調査
- ・ 商品販売に関する運営事例研修

③ 次世代担い手育成事業（セミナー、先進地研修等）

- ・ 福祉関係人材育成研修（在宅介護）
- ・ 商工業関係人材育成研修
- ・ 加工グループ人材育成研修

(5) 創業・法人化支援事業

本市では、現在でも創業・法人化に対して意欲の高い人材が多く、特に女性や高齢者の能力を食品産業、観光産業、中心市街地でのコミュニティビジネスの分野で活用していくことは、地域活性化に有効な方法である。こうした市民による起業や活動組織の法人化を促進し、事業として確立するために、法人設立に向けた基礎知識・ノウハウを提供するための法人設立基礎講座を開催するとともに、事業計画の策定から実際の起業までトータルにアドバイスする、法人設立コンサルティング事業を実施する。

①女性や高齢者を対象とした法人設立基礎講座

- ・法人設立に関する基礎講座の開催
- ・法人設立に関する講演会

②法人設立コンサルティング事業

- ・①の講座を受講した個人・グループ等に対する個別コンサルティング

(6) U・Iターン希望者情報提供・相談事業

U・Iターン希望者にとって、雇用の確保は非常に重要な問題であることから、U・Iターンを希望する市外在住者（以下、「希望者」という。）に対して、仕事や住居等に関する情報の他、市の定住支援策などを含め、希望者が必要とする情報、特に希望者を必要とする地元企業のニーズ情報や地元における雇用状況、希望者の職歴情報等企業側が実際に必要とする情報の洗い出しや管理を行い、雇用者と希望者の相互のニーズに合った雇用を積極的に進める。さらに、協議会や行政、関係機関が行う就業に役立つ様々な事業情報の伝達、事業への参加を促すとともに、近隣の市町の雇用に関しての情報提供、相談も併せて行う。

① U・Iターン希望者情報提供事業（再委託）

- ・U・Iターン希望者へ総合的な情報を提供するホームページ作成、運営管理
- ・就職関連情報誌の作成
- ・物産展等を利用した情報提供活動の実施
- ・U・Iターン促進パンフレットの作成

②U・Iターン希望者相談事業

- ・U・Iターン希望者に対する就業や住宅確保等に対する相談と紹介

5-3-2 垂水市が独自で展開する事業

(1) 漁業、水産養殖業の振興

① ブリ、カンパチのブランド化による需要拡大の推進

本市の主要魚種であるブリ、カンパチについて、商標登録を行うとともに、「かごしまのさかな」ブランド認定に向けた取り組みを進めるなど、ブランド化による需要の拡大を推進している。

② 水産物の加工および加工残滓の活用への取り組み

垂水市漁協において、加工機器等の整備により、カンパチのフィレ加工を開始するとともに、加工残滓を活用した機能性食品の開発を行っている。また、平成 18 年に大型加工施設を導入し、カンパチのフィレ加工を開始し、漁協の新たな経営の柱として位置づけている。現在、他の事業との連携を図りながら廃棄物として処理されている加工残滓についても商品化を検討している。

③ 漁業者による水産物等の直売

旧垂水港の施設を利用し、漁協が水産物の加工・販売施設を整備し、若手漁業者が中心となったグループによる水産物の加工ならびに直売に取り組み、現在、利用者のニーズに合った営業形態や販売方法について、施設整備を行うとともに、加工・販売体制の整備等を進めている。ナミクダビゲエビ等は希少価値が高いが、安定出荷ができないために商品化できなかったが、平成 20 年に待望の加工・販売施設が完成したことで、今後は集出荷作業の一元化や一次加工が可能となった。これにより、市場への出荷ならびに消費者への直売による P R 効果が期待され、底曳網漁業の振興につながるが見込まれる。

(2) 農業・農産加工の振興

① 農山漁村活性化プロジェクト事業の推進（H20 年度～23 年度）

農山漁村の活性化による地域振興を図るために、平成 20 年度から、交流拠点となる滞在施設の建設や、既存の道の駅たるみずの増設等による食材供給施設、農水産物販売施設の拡充を行っている。今後は平成 22 年度に大野原地区における廃校舎を活用した農山漁村子供交流の促進施設の整備を行い、最終年度となる 23 年度は同じく南部地区において廃校舎を活用した農水産物の販売施設等の整備を行うことで、販売促進、交流人口の拡大を図っていく予定である。

② むらづくり活性化戦略プランの推進（農産加工グループの育成）

農村地域の活性化に向け、地区単位での話し合いによる「むらづくり活性化戦略プラン」を策定し、農産物の直売や農産物加工等への取り組みを進めている。

③ 地域振興計画の策定

第4次総合計画に基づき、毎年度学校区別の地域振興計画を集中的に策定し、今後の地域振興の指針とする。

(3) 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の振興

① 大手スーパーとの提携

平成19年度に鹿児島県に進出した大手スーパーと農林水産物等の販売に関する提携を行っており、市内で生産する農林水産物等の販路開拓を進めている。

平成19年度から福岡で毎年開催されている「鹿児島展」に農林水産物ならびに食品加工、温泉水業者が参加し、消費者および大手スーパーからの高い評価を得ており、同時に開催するフェアでは本市の水産物が店頭に並び消費者に好評を得ている。

今後はこうした評価を受け、常設コーナーの設置を含め、特産品協会を通じた大手スーパーへの農林水産物の年間供給のあり方について協議を進める。

(4) 観光の振興

① 道の駅たるみずの整備

平成17年に道の駅たるみずを開設し、農林水産物等の販売拠点として活用している他、温泉浴施設や農村レストランを併設しており、本市の観光の拠点となっており、大隅半島の観光拠点のひとつとなっている。

これまでの年間販売額は約4億4千万円となっているが、平成21年度の新たにレストランの拡張や物販施設の拡張を行ったことから、今後は売上高5億円を目標に、管理組合の法人化による送迎サービス導入等のサービス向上や、加工グループの法人化による加工品の充実などに取り組むことにより、交流人口の拡大を図る。

② 猿ヶ城溪谷の整備

本市の自然観光の拠点となる猿ヶ城溪谷については、研修室・加工室を備えた活性化施設や、通年で活用できるコテージ、遊歩道、登山道を含めた自然体験型観光の拠点施設「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」として整備を行い、平成22年3月に周辺の遊歩道の整備を一部残してほぼ全体の整備が終了した。

今後は現在開発中の旅行商品、体験観光商品を取り入れながら、新たな交流拠点施設として活用していきたいと考えている。また、未整備の遊歩道については平成22年度中に整備を終了し、その後は利用者のニーズに合った施設整備を順次行っていく予定である。

③ 垂水市ツーリズム推進協議会の設立

本市のツーリズムの推進を図る目的で、平成22年3月に垂水市ツーリズム推進協議会が設立された。今後は関係機関との連携を強化しながら、体験型メニューの実践や教育旅行を中心とした旅行商品の販売促進による交流人口の拡大を図っていく。

④ 鹿児島県ふるさと雇用再生特別基金事業

本市の観光、体験型ツーリズムの推進を図る目的で、平成 21 年度から道の駅たるみずに観光案内人を、高峠公園においては観光農園の整備・管理を行う管理人を配置している。今後は、道の駅の周辺の新たな観光スポットの開発および高峠公園内で収穫される柚子やツバキを利用した体験型観光メニューの開発や商品開発を行うことにより、観光客の増加に努める。

6 計画期間

地域再生計画認定の日～平成 24 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本事業の利用者全員（法人・個人）に対し、年 2 回（3 月と 9 月）のアンケートを実施し、就業や創業の状況等を把握する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし